

県民コメント制度に基づく結果の公表（埼玉県地域防災計画）について

埼玉県防災会議（会長：埼玉県知事）は、防災対策の充実・強化を図るため、埼玉県地域防災計画の修正を決定しました。

施策の検討にあたって、県民コメント制度に基づき、「埼玉県地域防災計画」修正案について、県民の皆様から御意見を募集したところ、20件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

令和8年1月27日（火）～令和8年2月27日（金）

2 意見の提出者数及び意見件数

20件（5名・3団体）

（内訳）

区分	人数	団体数	意見件数
郵送	0名	0団体	0件
FAX	0名	0団体	0件
電子メール	5名	3団体	20件
合計	5名	3団体	20件

4 意見の反映状況

区分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	5件
すでに案で対応済みのもの	7件
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	5件
意見を反映できなかったもの	0件
その他	3件
合計	20件

5 策定した施策及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/chiikibo.html>

6 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県危機管理防災部災害対策課 災害対策担当

TEL 048-830-8181（直通）

FAX 048-830-8159

E-mail a8170-01@pref.saitama.lg.jp

埼玉県地域防災計画修正案に対する県民コメントの実施結果について

- ▶ 意見募集期間: 令和8年1月27日(火)～2月27日(金)
- ▶ 意見数: 20件(個人10件, 団体10件)

【反映状況の区分(内訳)】
 A: 意見を反映し、案を修正した(5件)
 B: 既に案で対応済み(7件)
 C: 案の修正はしないが、実施段階で参考としていく(5件)
 D: 意見を反映できなかった(0件)
 E: その他(3件)

No.	意見の内容	意見数	県の考え方(案)	反映状況
1	トイレについて、加筆されていましたが、合わせて、過去の災害時に使えなくなってしまうトイレ画像など、きれいに使ってもらうことを働きかけるボードなどの準備をうたってもらえればと思います。	1	県では、市町村が行う避難所の具体的な管理・運営マニュアルの作成を支援するため、「避難所の運営に関する指針」及び「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手順引き」を策定しています。引き続き、市町村等と連携し、避難所等の生活環境の確保が進むよう取り組んでまいります。	C
2	避難所に入る際の情報収集シートについて、葉やオムツの残数や未所持など、緊急的なものが強調される工夫があるといいと思います。	1	本計画では、市町村は避難所における要配慮者等のために必要な物資等を速やかに調達できる体制を整備するよう努めることとしています。また、要配慮者等が必要と思われる物資も例示しております。引き続き、市町村等と連携し要配慮者等のニーズ把握や情報収集に係る効果的な方法について検討してまいります。	C
3	県内における公立、市立の保育園、小中学校は校舎、施設の老朽化が目立ち、日々子供を通わせる親として、防災面で非常に不安を感じております。避難所としての機能を有する場所もあるため、こういった施設に対する耐震、防災対策の強化を切に願います。何卒よろしくお願い申し上げます。	1	本計画では、公立学校管理者の役割として、避難拠点としての整備の推進を位置づけています。また、防災対策として、災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の安全を確保するための学校の防災計画の作成や日常点検、防災教育や防災訓練を実施することを記載しております。引き続き、ハード・ソフト両面で学校における防災対策の強化に努めてまいります。 <記載箇所1> 第2編 震災対策編(第2編P28) 第2章 施策ごとの具体的計画 第1 自助、共助による防災力の向上<予防・事前対策> <記載箇所2> 第2編 震災対策編(第2編P203) 第2章 施策ごとの具体的計画 第8 避難対策<予防・事前対策>	B
4	第2編2章第8 避難対策にあります イ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保 について 周辺の指定避難場所は公立小中学校や公民館がそれにあたります。ですが、そこにはエアコンは完備していません。公立学校の空調は通常学級は設置されていますがまだ特別教室や体育館の設置が行われておらず、昨今の猛暑や酷暑時に災害があった場合、適した避難場所であるとは考えられません。子供真ん中を掲げている県や国の政策の中、東京では当たり前にあるエアコンが埼玉ではないのは残念です。子供たちがながいしろにされていると日頃から思っておりましたが、避難所としても適していないと考えますので、避難場所になっている箇所は早急に空調の完備を進めることとその確認も含めた具体的な対策修正をお願いいたします。	1	本計画では、指定避難所における生活環境の確保として、指定避難所の空調などの整備に努めることを記載しております。指定避難所における生活環境の確保に向けて、引き続き取り組んでまいります。 <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P207) 第2章 施策ごとの具体的計画 第8 避難対策<予防・事前対策>	B
5	八潮市の下水道事故と同様の事故を想定した対策は検討されていますか？	1	本計画では、道路災害対策計画として、トンネルの崩壊、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合の対策について定めております。大規模な事故等への対策について、引き続き検討してまいります。	E
6	大規模災害発生時の復旧に当たっては多様かつ膨大な行政需要が一定期間にわたって生じることが見込まれます。これまで他の自治体が職員を派遣し協力してきましたが派遣元の自治体も人員不足であることは否めません。そこで一時的に県民の協力を仰ぐことも一案と思います。県内には有用な知識経験をお持ちの方も多くいらっしゃると思います。そうした方々でいざという時に協力いただける方の名簿を整備してはどうか？	1	本計画では、地域のボランティア人材の確保・育成に努めることとしており、専門性が必要とされるボランティア等について平時から登録を行い、災害発生に備えるものとしております。また、今回の修正において、県及び市町村は、ボランティア関係機関等と連携し、平時の登録等についても意見交換することを追記しました。 <記載箇所1> 第1編 総則(第1編P10) 第1章 総則 第4節 計画の効果的推進 <記載箇所2> 第2編 震災対策編(第2編P30,31) 第2章 施策ごとの具体的計画 第1 自助、共助による防災力の向上 <予防・事前対策>	B
7	提案1: 第2編 第2章 第1節「自助、共助による防災力の向上」への追記 【現状】 自主防災組織の活動がアナログな手段に依存し、役員の負担過多が常態化している。 【提案】 「市町村は、自主防災組織の活動持続性を確保するため、既存のSNSインフラ(LINE等)を活用したデジタル連絡網の導入を支援し、平常時の事務負担軽減と有事の即応性向上を両立させるものとする。その際、導入費用が組織の負担にならないよう、民間企業による協賛モデル等の導入を積極的に推奨する。」	1	本計画では、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など災害対応業務のデジタル化を推進する、と記載しております。自主防災組織活動のデジタル化が進むよう、引き続き市町村と連携し検討してまいります。	C

No.	意見の内容	意見数	県の考え方(案)	反映状況
8	<p>提案2:第2編 第2章 第5節「情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」への追記 【現状】行政から住民への情報提供は充実しているが、住民からの被災状況収集(SOS等)が構造化されていない。 【提案】「地域コミュニティ内の安否確認およびSOS発信について、中間の連絡役が被災しても本部に直接情報が届く『多階層並列通知システム』の構築を目指す。また、収集された情報は地図情報(GIS)と連携し、救急救助の優先順位判断に活用できる体制を整備する。」</p>	1	<p>本計画では、大規模災害時に県民等により発信されるSNS情報を収集・分析し、災害対応に活用することを記載しており、災害時には収集した情報を地図情報と合わせて関係機関で共有してあります。 SNS災害情報サポーターへご協力をお願いいたします。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/20190405sns.html</p> <p><記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P159) 第2章 施策ごとの具体的計画 第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 <応急対策></p>	B
9	<p>提案3:第2編 第2章 第9節「災害時の要配慮者対策」への追記 【現状】個別避難計画のデータが静的であり、発災時の現場判断に十分に活用されていない。 【提案】「個別避難計画の実効性を高めるため、住民自らが世帯情報や要支援ニーズをデジタル登録し、SOS発信時に自動で現場の支援者に連携される動的システムの普及を図る。データの取り扱いにあたっては、独立したクラウド環境と厳格なアクセス制御を設け、プライバシー保護を徹底する。」</p>	1	<p>本計画では、個別避難計画の作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする、と記載しております。 また、要配慮者の安全確保として、災害時に的確かつ迅速な救助活動を行うため、緊急通報システムの整備に努めることを記載しております。</p> <p><記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P227,228) 第2章 施策ごとの具体的計画 第9 災害時の要配慮者対策 <予防・事前対策></p>	B
10	<p>提案4:第5編「広域応援編」への追加項目 【現状】応援部隊の受け入れ拠点は整備されているが、現場のミクロなニーズ把握が困難。 【提案】「広域応援を受ける際、地域デジタル連絡網によって集計された詳細な世帯情報(要支援属性、ペットの有無等)を救助部隊に提供し、無駄のない最適な人員・資機材の投入を実現する体制を構築する。」</p>	1	<p>本計画では、災害や被害の情報等について、県や市町村、防災関係機関等で共有するための各種情報システム及び情報通信設備等の整備に努めることを記載しております。 現場のミクロなニーズ把握や応援部隊との情報共有が円滑に行えるよう、引き続き取り組んでまいります。</p> <p><記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P147) 第2章 施策ごとの具体的計画 第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 <応急対策></p>	B
11	<p>第1編 総則 第1章 総則 第4節 計画の効果的推進 また、国(内閣府等)と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。 ⇒ 今年度より埼玉大学においても地域レジリエント社会研究コンソーシアム「地域防災減災コミュニケーションWG」にて、産業界(民間企業)学校(教育 機関)官公庁(地方自治体)民間(地域住民 NPO 彩の国会議)が参画し、地域防災減災についての議論を進めているので、産学官民連携の強化が適切ではないでしょうか?</p>	1	<p>御意見を踏まえ、「官民連携の強化」を「産学官民連携の強化」に修正いたしました。</p> <p><記載箇所> 第1編 総則(第1編P10) 第1章 総則 第4節 計画の効果的推進</p>	A
12	<p>第1編 総則 第2章 防災体制 第2節 防災体制 6 職員等への研修 市町村は、災害時の災害応急対策、その後の災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うため、職員に対し市町村の防災体制等について計画的かつ継続的な研修を実施する。また、研修の実施等により自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。 ⇒ 防災士はあくまで民間資格であり、せっかく資格を取得しても知識やスキルを日常生活や地域での自主的な防災活動に活かしていない人が少なくないという現状があり、また防災士以外の資格(災害対策士、防災危機管理者等)で防災活動を行う方もいます。また、民生児童委員についても地域コミュニティの防災体制をはかるのに重要だと思われます。 自主防災組織と消防団、民生児童委員、その他防災に関わる資格を持ち自主的に防災活動を行う団体など多様な主体との連携を通じて</p>	1	<p>御意見を踏まえ、「消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて」を「自主防災組織と消防団、民生委員・児童委員、防災士その他防災に関する資格を有し自主的に防災活動を行う団体等多様な主体との連携を通じて」に修正いたしました。</p> <p><記載箇所> 第1編 総則(第1編P29) 第2章 防災体制 第2節 防災体制</p>	A
13	<p>第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第1 自助、共助による防災力の向上 <予防・事前対策> 自主防災組織・地域の危険性の把握・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認・地域住民への連絡系統の確認・防災備蓄の点検 防災資機材、備蓄品)・消防水利や施設の点検・確認・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検 ⇒ 避難行動要支援者の支援の確認とあるが、具体的に何の支援なのか?を明確に示すべき 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救助活動等の支援</p>	1	<p>御意見を踏まえ、「避難行動要支援者の支援の確認」を「避難行動要支援者の支援の確認(安否確認、避難誘導等)」に修正いたしました。</p> <p><記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P22) 第2章 施策ごとの具体的計画 第1 自助、共助による防災力の向上 <予防・事前対策></p>	A

No.	意見の内容	意見数	県の考え方(案)	反映状況
14	<p>DWAT(Disaster Welfare Assistance Team・埼玉DWAT(埼玉県災害派遣福祉チーム) 社会福祉士や介護福祉士、保育士など、県内事業所等に所属する福祉に関する専門職で編成される。大規模災害時に避難所等で高齢者・障がい者・乳幼児など要配慮者の福祉ニーズを的確に把握し、福祉的支援や避難所等の環境整備を行うことにより、生活機能低下や要介護度悪化といった二次被害の防止を図る。県及び事務局である埼玉県社会福祉協議会は、県職員等で編成する先遣チームによる状況調査や被災市町村からの要請に基づき埼玉DWATの派遣等を行うものとする。</p> <p>第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第9 災害時の要配慮者対策 <応急対策 (オ)災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動 県は、必要に応じて、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとに派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行う。</p> <p>※個人的な意見として 災害派遣福祉チーム(DWAT)について、今年度、厚生労働省より「災害時の福祉支援体制の整備についてDWATガイドライン」が改正され、災害が発生した際に、都道府県は72時間以内に初動チームの派遣調整をするよう規定。活動場所は一般避難所だけでなく、在宅や車中泊にも広がりました。 埼玉DWATの構成団体、チーム員数は事業者団体12団体 職能団体5団体 市町村(4市)埼玉県社会福祉協議会、埼玉県(災害対策課 社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課)令和4年4月1日現在のチーム員数は366人とあります。(社協HP) 現状の構成団体とチーム員数で大規模災害時に対応できるのでしょうか？ DWATガイドラインにもあるように保健医療福祉調整本部との連携の在り方や構成団体に従来からの団体に加え保健医療関係者及び関係団体や民生委員児童委員協議会も検討し、チーム員数の拡充をはかることが重要ではないでしょうか。また、県職員等で編成する先遣チームによる状況調査や被災市町村からの要請に基づき埼玉DWATの派遣等を行うものとする。ことがガイドラインに則さず平時からネットワーク会議を開催し、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、業務フローを整理しておくことが重要になってくるのではないのでしょうか。</p>	1	<p>国の災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインを踏まえ、引き続き、災害時の福祉支援体制の構築に努めてまいります。</p>	C
15	<p>第2編-216 ○要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者(自閉症等)、難病 患者、医療的ケア児者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース(障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間)等を開設当初から設置できるように努める。市町村は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ベアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。また、性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。また、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施(災害ケースマネジメント)の体制について検討する。</p> <p>セクシュアルマイノリティへどんなことを配慮すれば良いかを具体的に記載して欲しいです。アウトティングだけ注意しても具体的にどうしたらよいか分からないと思う。●避難所に「誰でもトイレ」や「個人で着替えられるスペース」の設置をしたいと思います(セクマイだけのニーズではないです)。 ●相談員には正確な知識を持つよう促して欲しい。 ●セクシュアルマイノリティの相談を受けるにあたっては、アウトティングだけでなく様々な正確な知識が必要。その学びはどのようにするかなど研修方法を明確にして欲しい。 ●防犯ブザーは、女性のみならずすべての人が持つべき！紐を引っ張るタイプではなく、片手でボタンを押すタイプ推奨！性被害は、性別関係なく起きる可能性がある。 ※避難所の受付時 ・通称名で良いか ・性別欄は未記入で良いか ・性別関係なく家族として扱ってもらえるか ※トイレ使用の心配 ※男女分け大勢でお風呂を利用する場合、入れない人がいる。(個人で入れる配慮は受けられるか?)など</p>	1	<p>本計画では、ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していくと記載しております。 県では、市町村が行う避難所の具体的な管理・運営マニュアルの作成を支援するため、「避難所の運営に関する指針」及び「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」を策定しています。 市町村等と連携し、引き続き、多様な視点を踏まえた防災対策が進むよう取り組んでまいります。</p>	C
16	<p>1.「ジェンダー視点」を女性中心に限定しないこと 標準手引きでは、「ジェンダー視点の重点が「女性」に置かれていることが明記されています。しかし、地域防災計画は県民全体を対象とする基本計画であり、「女性対策」の枠組みに性的少数者を付随させる構造では不十分です。 災害時においても、憲法第14条の法の下での平等、個人の尊厳の保障は当然に及びます。 【提言】 地域防災計画本文において、ジェンダー視点を「女性への配慮」に限定せず、性的指向・性自認・性表現を含む包括的な性の多様性への配慮であることを明確に定義してください。</p>	1	<p>本計画では、ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していくと記載しております。 <記載箇所> 第1編 総則(第1編P10) 第1章 総則 第4節 計画の効果的推進</p>	B
17	<p>2.トランスジェンダー当事者の施設利用原則を明文化すること 標準手引きでは「誰でも使えるトイレ」の設置等に触れていますが、トイレ・更衣室・入浴設備の利用原則が曖昧なままでは、現場判断に委ねられ、差別的対応が生じる危険があります。災害時であっても、性自認の尊重は人権保障の最低基準です。 【提言】 避難所のトイレ・更衣室・入浴設備は、原則として本人の性自認を尊重して利用できることを明記してください。 これは「特別扱い」ではなく、平等原則の具体化です。</p>	1	<p>「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」に対する御意見ありがとうございます。 ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進できるよう、引き続き検討してまいります。</p>	E
18	<p>3. 同性パートナーを世帯として扱うことを明確にすること 現行の記述では、「女性のみ世帯」等の表現はあるものの、同性パートナー世帯への明確な言及はありません。 埼玉県内全基礎自治体はパートナーシップ制度を有しており、平時に公的に認めている関係性を、災害時に世帯として扱わないことは制度整合性を欠きます。 【提言】 同性パートナー世帯、事実婚世帯を世帯単位として居住スペース割当の対象とすることを明記してください。</p>	1	<p>「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」に対する御意見ありがとうございます。 ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進できるよう、引き続き検討してまいります。 なお、国からの通知によると最高裁判決を踏まえ、事実上婚姻関係と同様の事情にある者には、同性パートナーを含むと整理されております。 本計画では、応急仮設住宅の供与対象や災害弔慰金の支給対象に同性パートナー、事実上婚姻関係と同様の事情のある者も含まれております。</p>	E

No.	意見の内容	意見数	県の考え方(案)	反映状況
19	<p>4. アウティング防止の明文化 避難所では安否確認、名簿管理、相談対応などを通じて個人情報が扱われます。 性的指向・性自認に関する情報は極めてセンシティブであり、不適切な共有は重大な人権侵害となります。</p> <p>【提言】 性的指向・性自認に関する情報は、本人の明確な同意なく第三者に開示しないことを計画に明記してください。</p>	1	<p>本計画では、アウティング防止について記載しておりますが、御指摘を踏まえ、「アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。」を「アウティング(性的マイノリティ本人の明確な同意なしに性的指向・性自認に関する情報を他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。」に修正いたしました。</p> <p><記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P215) 第2章 施策ごとの具体的計画 第8 避難対策 <応急対策></p>	A
20	<p>5. 性的少数者支援団体との連携体制の構築 標準手引きでは「専門家による相談支援」との記載がありますが、性的少数者特有の課題(差別・ハラスメント・家族関係の断絶等)に対応できる専門性が担保されていません。</p> <p>【提言】 災害時の相談体制において、性的少数者支援団体等との連携体制を整備することを明記してください。</p>	1	<p>御指摘を踏まえ、性的マイノリティから相談を受ける場合について記載している箇所に「災害時の性的マイノリティに関する相談体制については、平時から性的少数者支援団体等との連携体制を検討しておく。」を追記しました。</p> <p><記載箇所> <記載箇所> 第2編 震災対策編(第2編P215) 第2章 施策ごとの具体的計画 第8 避難対策 <応急対策></p>	A